

あなた自身や家族の将来を支える

介護保険のこと、 知っていますか

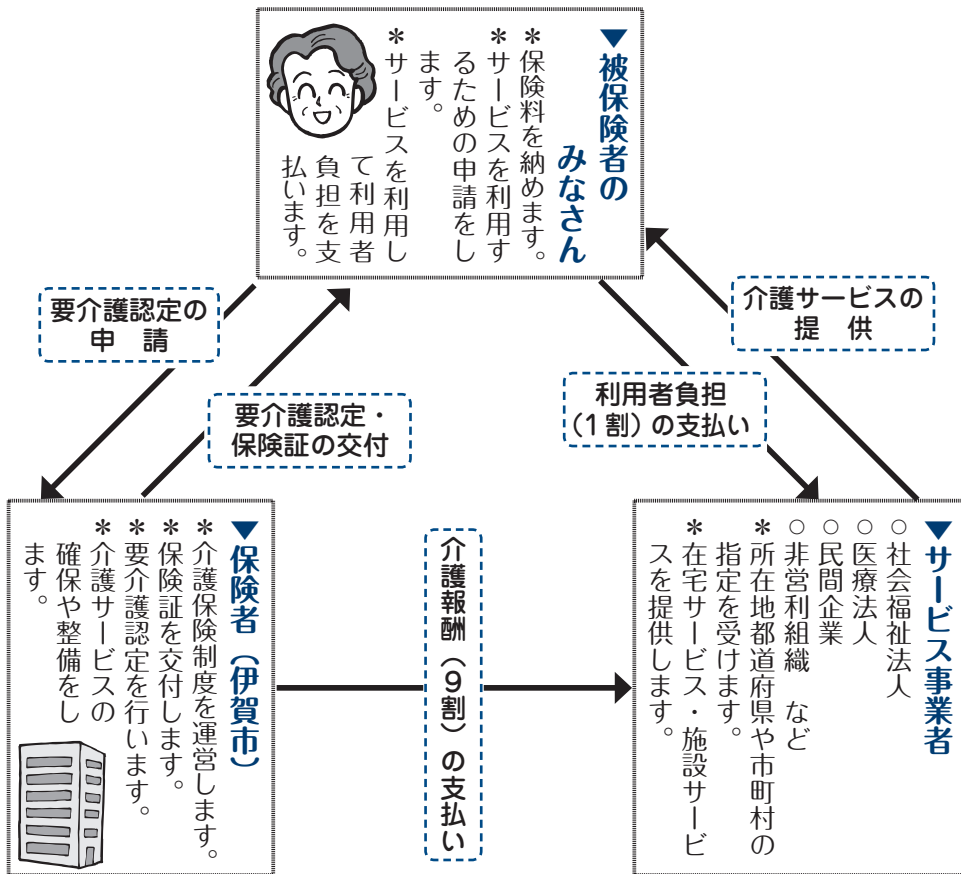
介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていくことというものです。介護保険制度の運営は、40歳以上の人に納めていただいた保険料と国・県・市の負担金などの公費でまかなわれています。40～64歳の人（第2号被保険者）の介護保険料は、加入している医療保険料と一括して納めていただきます。65歳以上の人（第1号被保険者）は受給中の年金から天引き（特別徴収）するか、市から送付する納付書で個別に納めていただきます。

■介護保険制度のしくみ

40歳以上の人が納める保険料などを財源として、介護が必要となったときには、介護サービスを利用できるしくみです。

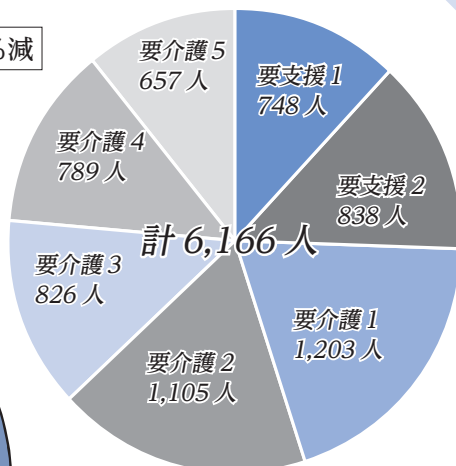
介護サービスを利用するためには、要支援または要介護認定が必要です。

また、認定を受けるためには、介護高齢福祉課または各支所住民福祉課へ申請が必要です。

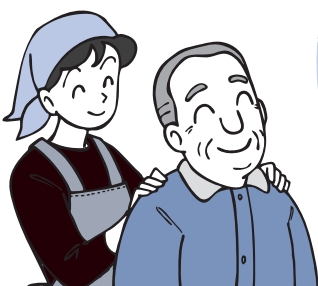


■市の要支援・要介護認定者数

（平成24年3月末現在）



対前年比：2.5%減



■保険料の納め方

保険料の納付は、年金からの天引き（特別徴収）が基本ですが、一部、納付書または口座振替での納付（普通徴収）の場合があります。

①特別徴収の場合

老齢・退職年金、障害年金、遺族年金の受給額が年額18万円（月額1万5千円）以上の人は、年金から保険料を天引きしますので、被保険者が改めて納付の手続きをする必要はありません。

②普通徴収の場合

特別徴収の対象とならない人は、市から送付する納付書か口座振替で納めていただきます。

▼特別徴収の対象とならない人

- 老齢・退職年金、障害年金、遺族年金の受給額が年額18万円（月額1万5千円）未満の人
- 年金の年額が18万円以上で次に該当する人
 - * 年度途中で65歳になり、第1号被保険者となった人
 - * 年度途中で他市町村から転入し、被保険者となった人
 - * 年度当初（4月1日現在）で年金を受給していなかった人
 - * 年金の現況届の提出が遅れた人
 - * 年金を担保にして資金の貸付を受けた人
 - * 老齢福祉年金を受給している人

■納付書で納める人へ

保険料は各納付書に記載の納期限内に納付してください。また、口座振替の手続きをすると納め忘れもなく便利です。

※口座振替の依頼用紙は市内の各金融機関窓口にあります。

■保険料を納めないでいると...

滞納した期間に応じて、介護サービスの利用者負担が1割から3割に引き上げられるほか、高額サービス費などの支給が受けられなくなりま

■介護保険料納入通知書を発送します

介護保険料は、7月に本算定を行い、その算定結果に基づいて、7月中旬に第1号被保険者の皆さんに保険料の納入通知書を発送します。今回お届けする通知書の保険料額は、前年中の所得に基づいた今年度の住民税の課税状況を基に、算定したものです。

所得段階	対象者	保険料の割合	年間保険料
第1段階	生活保護受給者または市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	基準額×0.5	33,924円
第2段階	世帯の全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.5	33,924円
第3段階	世帯の全員が市民税非課税で、第1・第2段階に該当せず、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の人	基準額×0.63	42,744円
第4段階	世帯の全員が市民税非課税で、第1～3段階に該当しない人	基準額×0.75	50,886円
第5段階	世帯に市民税課税者がいて、本人が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.9	61,063円
第6段階	世帯に市民税課税者がいて、本人が市民税非課税で、第5段階に該当しない人	基準額	67,848円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.15	78,025円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	基準額×1.25	84,810円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上300万円未満の人	基準額×1.5	101,772円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上800万円未満の人	基準額×1.75	118,734円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の人	基準額×2.0	135,696円